

独立行政法人統計センター一般事業主行動計画

1 目的

我国における急速な少子化の進行等にかんがみ、次の世代を担う子供達が健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、社会全体が集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的とした「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」が平成15年7月に成立しました。

この法律において、特定独立行政法人は、一般事業主（国及び地方公共団体以外の事業主）として子どもたちの健やかな育成のための計画（一般事業主行動計画）を策定することとされています。統計センターにおいても、平成17年4月に、平成19年度までの3か年計画とした「独立行政法人統計センター一般事業主行動計画」を策定し、同計画を実施してきたところです。

このたび、この第1期の計画期間が終了するため、その実施状況を点検した上で、平成20年度から平成24年度までの5か年計画とした第2期の「独立行政法人統計センター一般事業主行動計画」を次のとおり策定しました。

第2期の計画も、引き続き、子を持つ職員が仕事と子育てを両立していくために、職員の一人一人が次の世代を担う子ども達を育成することの重要性を十分に認識し、お互いに助け合って仕事と子育てが両立できる職場環境の形成に取り組むものとしています。

2 計画期間

独立行政法人統計センターの一般事業主行動計画期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間としています。

（次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から26年度までの10年間の時限法です。）

3 推進体制

独立行政法人統計センターでは、組織一丸となって計画を策定し実行していくため、統計センターの役員並びに担当の部長及び課長を構成員とした会議等において、行動計画の策定や円滑な推進、達成状況の点検等を行います。

4 具体的な内容

（1）子育てを行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援のための職場環境の整備

- ① 父親が取得できる特別休暇や育児休暇の周知（総務課）

父親である職員が取得できる配偶者出産休暇や子の看護休暇、育児休業等の制度について、わかりやすく解説したものを改訂版として作成し、電子掲示板（C-NET）に掲示して、男性職員に限らず全職員に理解を促します。

また、子どもを持つことになった職員（男性職員を含む）から出生の届出等があった際に、育児休業、育児時間又は育児短時間勤務の積極的な取得を働きかけることとします。

② 育児のための諸制度の周知（総務課）

育児のための勤務時間、休暇等の制度や共済組合による出産費の給付等の経済支援制度、出産・育児に関する諸制度について、わかりやすく解説したものを改訂版として作成し、電子掲示板に掲示して理解を促すこととします。

③ 育児休業期間中の代替要員の確保（総務課）

育児休業をすることで、その職員が担当していた業務を他の職員によって遂行することが困難となる場合は、他の職員を配置するなど代替要員の確保に努めることとします。これにより、育児休業を取得する職員と周囲の職員の負担を少なくし、育児休業を取得しやすくします。

④ 円滑な職場復帰のための支援（各課）

育児休業を終了した職員に対し、職場復帰時の不安や負担を払拭して円滑に職場復帰できるようOJTの実施を促進します。

具体的には、育児休業から復帰した職員の上司や周囲の職員がOJTを実施するよう取り組みます。

（2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

① 定時退庁の推進（総務課）

子を持つ職員が、帰宅後、家族とふれあう時間を過ごせるよう定時退庁を推進します

具体的には、引き続き、庁内放送や電子掲示板を活用して全職員に定時退庁を呼びかけるとともに、メリハリのある業務の遂行を上司が指導するよう取り組みます。

② 連続休暇取得の推進（総務課）

週休日や祝日と連続した年次休暇、リフレッシュ休暇の取得を推進します。

具体的には、年次休暇やリフレッシュ休暇を取得することにより4日以

上の連続休暇となる時期に、事前に電子掲示板（C-NET）や定例会議等を通じて連続休暇の取得を促すこととします。

③ テレワークの導入に向けた検討（経営企画室）

仕事と子育てを両立するための勤務形態策として、前期に引き続き、テレワークの導入に向けた検討を行います。

総務省で実施するテレワークの試行状況について情報収集を行った結果、技術的な問題はないことが確認できたため、今期は対象とする業務や職員、勤務時間管理の方法など運用面について検討を進め、今期中に導入することを目指します。

（3）その他の次世代育成に関する事項

① 子どもを交通事故から守る活動（総務課）

子供を交通事故から守るため、職員の意識啓発を行います。

具体的には、定例会議や電子掲示板（C-NET）を通じて、交通事故防止を呼びかけます。

② 子どもと触れ合う機会の充実（総務課）

統計センターの職員を通じて、総務省が行う「子ども霞ヶ関見学デー」の見学プログラムに、職員の子どもの積極的参加を促します。

また、プログラムに参加する子どもの親が統計センターの職員である場合は、休暇が取得しやすいように職場環境を整備することに努めます。

具体的には、毎年開催される「子ども霞ヶ関見学デー」の募集案内について、定例会議や電子掲示板（C-NET）を通じて積極的に参加を呼びかけるとともに、参加することとなった子どもの親が統計センターの職員である場合には、当該職員が年次休暇を取得できるよう職場の上司や周囲の職員への理解・協力を働きかけます。

③ 子育てに関する講演会の開催（総務課）

子育て中の職員や管理職等を対象とした子育てに関する講演会を開催し、職員の子育てに関する意識啓発に努めます。

具体的には、子育てに関する専門家等を講師に招くなどして、講演会を開催することを予定しています。